一般財団法人氷見古民家研究会

定款

（名称）

第1条　この法人は一般財団法人氷見古民家研究会と称する。

（事務所）

第2条　一般財団法人氷見古民家研究会（以下「本財団」という）は主たる事務所を愛媛県西条市氷見丙６５８番地におく。

（目的）

第3条　本財団は氷見地区に現存する歴史的建造物等を調査研究し文化財等の保全と有効活用を図るとともに、地域の小学生等に農業体験を通した教育活動を実践することにより地域の活性化に資する。

（事業）

第4条　本財団は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1)　文化財等建造物の保全と一般公開

(2)　古民家での音楽会、美術展、茶会、生け花展など文化活動の推進

(3)　古民家でのひな飾り、伝統民芸品等の展示紹介

(4)　農作物および花卉園芸植物並びに薬草等の栽培

(5)　学校課外活動の支援

(6)　その他本財団の目的を達成するために必要な事業

（資産及び会計）

第5条　本財団の資産は基本財産及びその他の財産の２種類とする。

2.本財団の基本財産は以下の土地及び建物とする。

土地　西条市氷見字上町丙 658 番 2　宅地　2764 ㎡ 84

建物　西条市氷見字上町丙 658 番地

家屋番号　丙 658 番

主である建物の表示

居宅　木造瓦葺平家建　床面積　343 ㎡ 80

附属建物の表示

符号 1	居宅	木造瓦葺平家建	床面積	92 ㎡ 56
符号 2	居宅	木造瓦葺平家建	床面積	52 ㎡ 89
符号 3	居宅	木造瓦葺平家建	床面積	46 ㎡ 28
符号 4	納屋	木造瓦葺平家建	床面積	119 ㎡ 00
符号 5	土蔵	木造瓦葺平家建	床面積	56 ㎡ 19

3.基本財産はこれを処分しまた担保に供することが出来ない。ただしやむを得ない理由があるときは理事会および評議員会の決議を

経て、その一部を処分しまたはその一部もしくは全部を担保に供することが出来る。

第6条　本財団の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第7条　本財団の事業計画書及び収支予算書については毎事業年度開始の前日までに理事長が作成し理事会の決議を経て評議委員会の承認を受けなければならない。

第8条　本財団の事業報告および決算については毎事業年度終了後理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告
(2) 貸借対照表
(3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2. 前項の承認を受けた後上記の書類を定時評議員会に提出し第 1 号の書類についてその内容を報告し第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

3. 前 1 項の書類のほか次の書類を主たる事務所に 5 年間据え置き一般の閲覧に供するものとする。

(1)定款
(2)監査報告書
(3)理事および監事並びに評議員の名簿

第 9 条　毎事業年度末において収支に剰余金がでた場合も剰余金は分配しないものとする。

第 10 条　本財団が借入金をしようとするときはその会計年度の収支を持って償還する短期借入金を除き、理事会において 3 分の 2 以上の承認を得なければならない。

(評議員)

第 11 条　本財団に評議員 3 名以上 7 名以内をおく。

第 12 条　評議員の選任及び解任は評議員会が行う。評議員は本財団の理事または監事を兼ねることが出来ない。

第 13 条　評議員の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとする。任期満了までに退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は退任した評議員の任期の満了する時までとする。評議員は第 11 条に定める定数に足りなくなるときは任期の満了または辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまでなお評議員としての権利義務を有する。

(評議員会)

第 14 条　評議員会はすべての評議員でもって構成する。評議員会の議長は評議員会において互選する。

第15条　評議員会は次の事項について決議する。
(1) 評議員ならびに理事及び監事の選任または解任
(2) 計算書類等の承認
(3) 定款の変更
(4) 基本財産の処分または除外の承認
(5) 残余財産の処分
(6) その他法令または定款で定められた事項

第16条　評議員会は定時評議員会として毎事業年度の終了後3ヶ月以内に1回開くほか必要に応じて随時開催する。

第17条　評議員会は理事会の決議に基づき理事長が招集する。評議員は理事長に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することが出来る。

第18条　評議員会の決議は決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席しその過半数を持って行う。
2. 前項の規定にもかかわらず次の決議は決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数を持って行わなければならない。
(1) 監事の解任
(2) 定款の変更
(3) 基本財産の処分または除外の承認
(4) その他法令で定められた事項

第19条　理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることが出来る者に限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。ただし監事が当該提案について異議を述べた時を除く

第20条　理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告を要しないことにつき評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

第21条　評議員会の議事については法令の定めるところにより議事録を作成する。評議員会議長および出席した評議員の中からその会議で選出された議事録署名人2名が議事録に記名押印する。

（役員）

第22条　本財団に次の役員を置く。
(1) 理事3名以上9名以内
(2) 監事2名以内
2. 理事の内1名を理事長に1名を常務理事とする。

3. 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の代表理事とし常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

第 23 条　理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長及び常務理事は理事会において理事の中から選定する。

第 24 条　理事は法令及びこの定款で定めるところにより職務執行の決定に参画する。

2. 理事長は法令及びこの定款で定めるところにより本財団を代表しその業務を総理する。常務理事は本財団の業務を執行する。

3. 理事長及び常務理事は毎事業年度に 2 回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

第 25 条　監事は理事の職務の執行を監査し法令で定めるところにより監査報告を作成する。

第 26 条　理事の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結の時までとする。

3. 補欠として選任された理事または監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

4. 理事または監事は第 22 条の定数に足りなくなるときは任期の満了または辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまでなお理事または監事としての権利義務を有する。

第 27 条　理事または監事が次の各号の一つに該当するときは評議員会の決議によって解任することができる.

(1)　職務上の義務に違反しまたは職務を怠ったとき

(2)　心身の故障のため職務の執行に支障がありまたはこれに堪えないとき

第 28 条　理事会はすべての理事をもって構成する。理事会は理事長が招集し議長を務める。

第 29 条　理事会は次の職務を行う。

(1)本財団の業務執行の決定

(2)理事の職務執行の監督

(3)理事長及び常務理事の選任及び解任

(4)その他法令または定款で定められた事項

第 30 条　理事会は毎事業年度 2 回以上開催する。

2. 前項の他理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の要求があったとき

(3) 法令の定めるところにより監事から理事会の招集の請求があったときまたは監事が招集したとき

第31条　理事会は決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しその過半数を持って行う。

第32条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは当該提案を可決する旨の理事会の決議があった者とみなす。ただし監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

第33条　理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2. 前項の規定は第24条3項の規定による報告については適用しない。

第34条　理事会の議事については法令の定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

（報酬）

第35条　評議員及び理事並びに監事に対する報酬は評議員会で別に定める報酬等の支給に関する定めにより支給する。

（定款の変更）

第36条　この定款は評議員会の決議によって変更することができる。

（解散）

第37条　本財団は基本財産の滅失や本財団の目的である事業の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第38条　本財団が清算をする場合において有する残余財産は評議員会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは西条市に寄贈するものとする。

（公告の方法）

第39条　本財団の公告は電子公告により行う。事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は官報に掲載する方法による。